

もうなんでもあり

電気事業会計 その4

最近にわかに「廃炉」という言葉を聞くようになりましたが、その背景には電気事業会計の改正があります。2013年10月1日に改正があり、その内容はここでも2014年10月に3回シリーズで紹介しました。そして再び。。

2015年3月13日

参考資料①

電気事業会計規則等の一部を改正する省令

参考資料① p.6

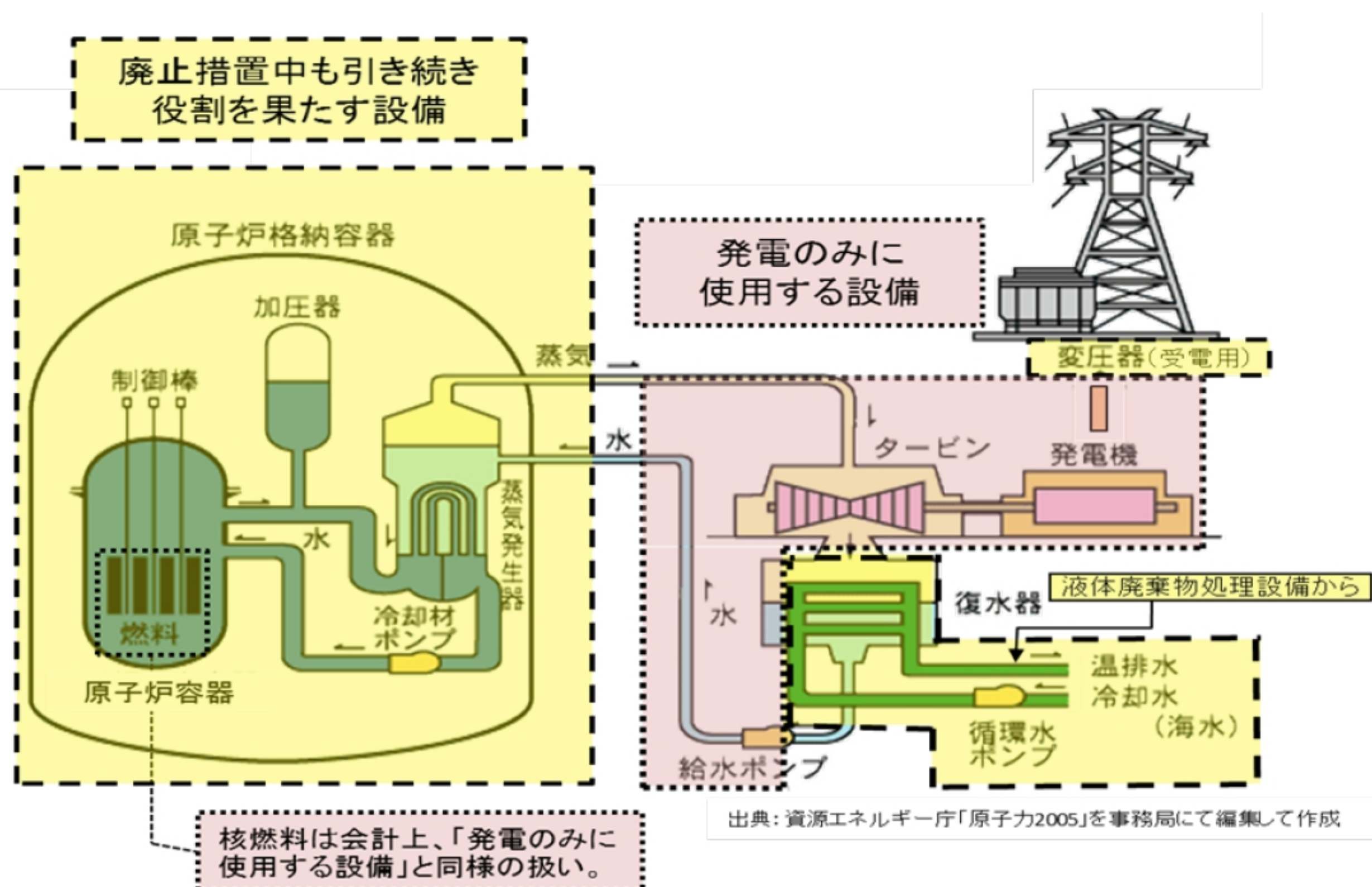
制度措置の対象としては、エネルギー政策・原子力政策の変更や安全規制ルールの変更等を背景として廃炉することとなった場合に生じる費用であって、現行制度下でも除却費等として料金に見込んで回収し得るものを対象とする。

ここで一度2013年の改正に話を戻します。

このとき、会計上まだ資産として価値があることになっている原子炉を廃炉にしたとき、普通の会計ルールならば、それはもう資産ではないので、一気に費用として大きな損失が出ますが！

電気事業会計では電気を作っていないなくても資産のままにしておいていいことになりました。

このときの対象は下の図で「廃止措置中も引き続き役割を果たす設備」として黄色になっている部分でした。



それが今回から赤い部分も

参考資料①

- (a) 発電資産
- (b) 照射済核燃料の残存簿価・処理費
- (c) 未照射核燃料の残存簿価・解体費

対象になりました。

全部じゃん。。

参考資料① p.7参考4の図

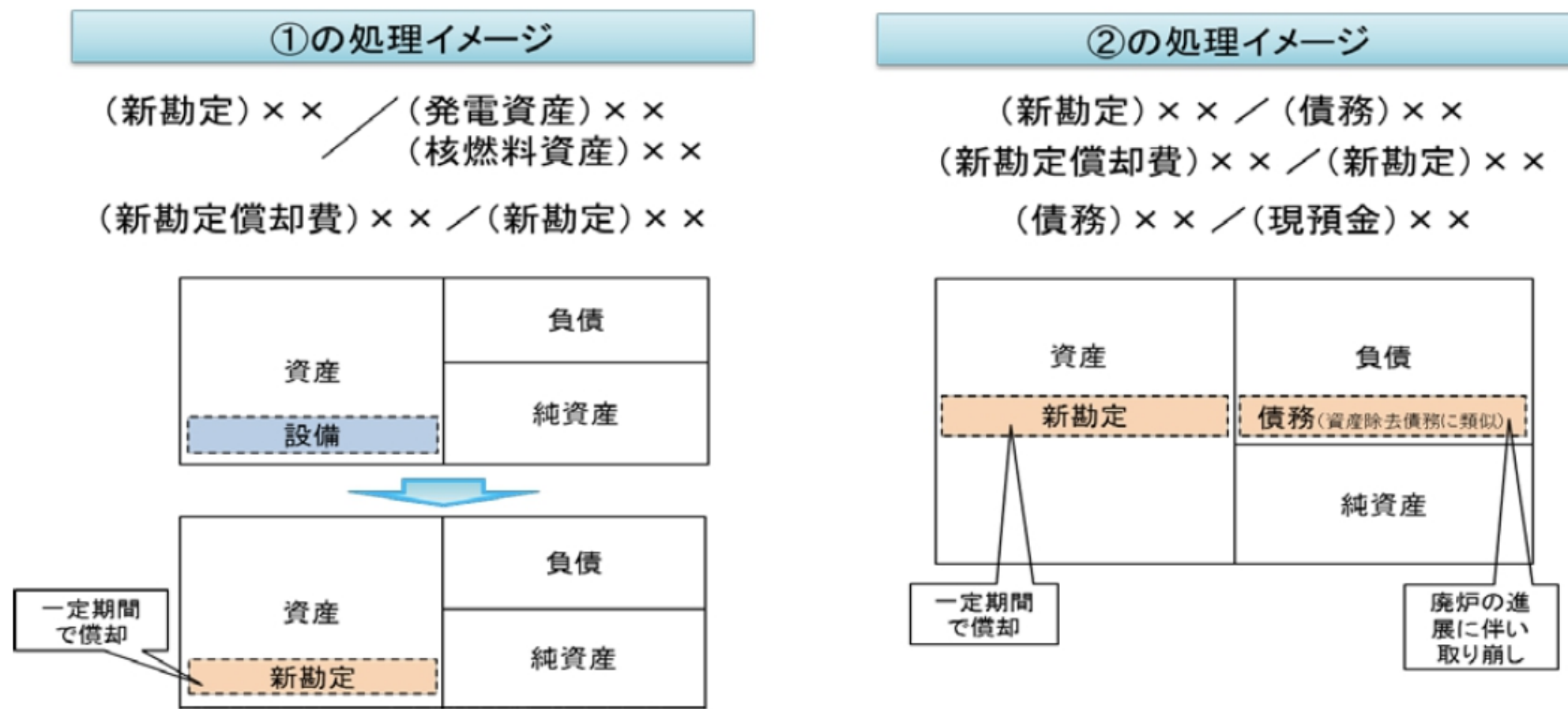
電気を作らない原発が資産として残る意味。それは、電力会社にとっては、一括で巨額費用が発生し、下手すりゃ債務超過になってしまう、という心配がなくなるということそして我々利用者にとっては。。。

会計では、「資産は少しずつ利益に貢献して、価値を減らしていく」と考え、減っていく分の価値は『減価償却費』という費用として原価の一部を占めます。

電気事業会計規則等の一部を改正する省令

参考資料① p.8

- (i) 新勘定(原子力廃止関連仮勘定)を設置し、新勘定に設備の簿価等に移し替え
- (ii) その上で (中略) 10年間で新勘定に移し替えられた資産を定額償却



参考資料① p.9の図

しかもこれ、今ある設備だけでなく、核燃料の解体費用などの将来発生する費用も同じ扱い

原価を占めるということは。

参考資料① p.9

当該費用については、(中略) 料金の原価に算入することを認める。

そうなんです。電気代として利用者が負担することになっているんです。

さ・ら・に

参考資料① p.9

今回見直しを行う会計制度を継続的に適用可能とするためには、費用回収が着実に行われる料金制度とすることが必要となる。この点、今後、電力の自由化に伴い、新規参入者の増加等により競争が進展する中でも、費用回収が着実に行われる制度としなければ、(中略)

競争が進展する中においても
総括原価方式の料金規制が残る送配電部門の料金(託送料金)の仕組みを利用し、**費用回収が可能な制度とする。**

電力自由化後もちゃんと国民には負担してもらいますよ、ということですね。

少しだけ感想を

世間一般の企業会計ならば非常識極まりないことだらけなのは、以前にもここで紹介しています。これが、原発ゼロに向けて、今ある原発をどんどん廃炉にしていくために必要な措置というならば、ある程度はしょうがないのかもしれませんが、しかし、原発再稼働・原発輸出にイケイケドンドンの現政権の態度から考えれば、今後も原発を続けていくことを前提とした電力会社救済措置にしか見えません。

そして、こんな事が国会の審議なしに官僚と一部”有識者”の会議だけで決まってしまうのもおかしいのではないのでしょうか？電力会社が営利企業である以上、最終的には「お金」の話になるわけで、この「お金」の話の根本となる部分に国民の意思が全く介在できないなんて、どう見ても変です。

参考資料

- ①経産省HP 「電気事業会計規則等の一部を改正する省令を公布・施行しました」
<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313003/20150313003.html>
発表資料「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」